

特記仕様書

[1] 幅員、切土、盛土、残土処理、土羽打の各工種については、林道工事定規図（平成13年 3月26日付け 12四森第9号決議）による。

[2] 幅員・側溝

幅員	側溝の有無及び形状	定規図適用番号	備 考
3.6m	無	1102	

[3] 残土処理

残土は、運搬残土処理とする。

区 分	区 間 等	備 考
運搬残土処理	B P～E P（崩土石取除）	使用残土場＝1号 ※B Pより作業道起点方向へ660m

[4] 排水施設工

工 種	規 格	定規図適用番号	備 考
R. C横断溝	30	2702	
袖コンクリート	1000	2800・2802	

[5] コンクリート

(1) 生コンクリート

区 分	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)	呼び(曲げ)強度(N/mm ²)	セメントの種類	水セメント比% (以下)
無筋用	40	8	18	高炉セメント(BB)	60

[6] 材料採取

種 類	入手区分	規 格	備 考
基礎栗石	購入	5～15cm	横断溝・袖コン基礎用(栗石)

[7] 安全・訓練等

1. 工事中の安全の確保は標準仕様書第122条によるものとする。安全・訓練等の実施日については月当たり半日以上の間（月2回に分割も可）とする。

[8] 排出ガス対策型建設機械の使用

1. 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領の制定について（平成11年 4月 1日付け林野計第134号林野庁長官通知）」に示す排出ガス対策型建設機械の使用に努めるものとする。ただし、別表1に記載している諸元、機関・出力を有する建設機械については、排出ガス対策型建設機械を使用すること。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。この場合、監督職員と協議するものとする。

2. 排出ガス対策型建設機械を使用した場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

3. 対象機種一覧

一 般 工 事 用 機 械	備 考
※バックホウ ※ローラーローダー ※ブルドーザ ※発動発電機（可搬式） ※空気圧縮機（可搬式） ※油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動のユニットを搭載しているもの：油圧ハンマー、バイブロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機） ※ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラー ※ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

備考 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

別表 1

排出ガス対策型該当建設機械

名 称	諸 元	機 関 ・ 出 力	備 考	
バックホウ [クローラ型]	山積0.28m ³ 平積0.20m ³	ディーゼルエンジン	41.0 kw	クレーン仕様 クレーン仕様
	山積0.45m ³ 平積0.35m ³	〃	60.0	
	山積0.50m ³ 平積0.40m ³	〃	64.0	
	山積0.60m ³ 平積0.50m ³	〃	74.0	
	山積0.80m ³ 平積0.60m ³	〃	104.0	
	山積0.45m ³ 平積0.35m ³	〃	60.0	
	山積0.80m ³ 平積0.60m ³	〃	104.0	
空気圧縮機	1.7m ³ /min	可搬式・スクリュ型 ・エンジン掛	13.0 kw	
	2.0m ³ /min		15.0	
	2.5m ³ /min		19.0	
	3.5~3.7m ³ /min		26.0	
	5.0m ³ /min		39.0	
	7.5m ³ /min		59.0	
	10.5~11.0m ³ /min		78.0	
	14.2m ³ /min		107.0	
	17.0m ³ /min		135.0	
	18.0~19.0m ³ /min		140.0	
20.0~21.0m ³ /min	152.0			
発動発電機	10kVA	可搬式・ディーゼル エンジン駆動	13.0 kw	
	13/15kVA		17.0	
	17/20kVA		19.0	
	20/25kVA		23.0	
	35kVA		33.0	
	37/45kVA		42.0	
	50/60kVA		57.0	
	65/75kVA		69.0	
	100kVA		92.0	
	100/125kVA		117.0	
125/150kVA	134.0			
ブルドーザ	3~4t	ディーゼルエンジン	29.0 kw	
	6~8t	〃	53.0	
	9t	〃	67.0	
	10~12t	〃	78.0	
	13~16t	〃	100.0	
ホイールローダ (トラクターショベル)	普通 0.34~0.35m ³	ディーゼルエンジン	21.0 kw	
	普通 0.6m ³	〃	28.0	
	普通 0.8m ³	〃	42.0	
	普通 0.9~1.0m ³	〃	55.0	
	普通 1.2m ³	〃	62.0	
	普通 1.3~1.4m ³	〃	63.0	
	普通 1.5~1.7m ³	〃	81.0	
ロードローラ[マカダム]	10~12t	ディーゼルエンジン	56.0 kw	
振動ローラ	搭乗式コンパイル型3~4t	ディーゼルエンジン	20.0 kw	

- [9] 工事に伴い生じる根株、伐採木及び末木枝条の取り扱いについて
1. 工事現場内における林地への自然還元を図るに当たっては、根株等が雨水等により下流へ流失する恐れがないように安定した状態となるように利用するものとする。
 2. 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土は原則として盛土材料としてはならない。
- [10] 産業廃棄物
- 工事施工中に生じる産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成14法律第82号）及び「建設副産物適正処理推進要領」（平成5建設省経建発第3号）に基づき、中間処理場へ運搬処理等を行うこと。
- [11] 指定事項
1. 現場事務所は設置しなければならない。
 2. 工区とは、工事箇所 of 林道起点から工事箇所の終点までとする。
- [12] 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進
1. 木材
 - 1) 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
 - 2) 前記1)の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。
 - 3) 現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。
 2. 工事看板等
 - 1) 工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行者から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
 - 2) 工事看板又は工事を周知する掲示物は、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること。
- [13] 労働災害防止対策に関する事項
- 受注事業者（治山・林道事業）が実施すべき労働災害防止対策を遵守すること。
- [14] 保険の付保及び事故の補償
1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
 3. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者

用掛金収納書を工事請負契約締結後原則1箇月以内に、発注者に提出しなければならない。

[15] 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

本工事については、建設資材の需給状況のひっ迫が生じ、通常の調達地域外から資材を調達せざるを得ない場合、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について適切と判断した場合は設計変更の対象とする。